

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
◎高知県土木設計等委託業務監督規程の一部を改正する訓令	1
告示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定（〃）	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（経営支援課）	1
○公共測量の実施の通知（4件）（用地対策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	2
公 告	
○採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示	
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程の一部改正	4
落札公告	
○落札者等の公告（水産業振興課）	4
正 誤	
○正誤（令7・7・1付け 告示）	5

訓令

高知県訓令第13号

本庁
各出先機関

高知県土木設計等委託業務監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年8月1日

高知県土木設計等委託業務監督規程の一部を改正する訓令

高知県土木設計等委託業務監督規程（平成13年4月高知県訓令第14号）の一部を次のように改正する。
第33条中「契約金額」を「契約対象金額」に、「100万円」を「200万円」に改める。
附 則
この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

告 示

高知県告示第505号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
楠目眼科 香美市土佐山田町百石町一丁目 令7・4・1
11番21号
とさやまだクリ 香美市土佐山田町548 〃 〃 〃
ニック
たけもと 歯科 香美市土佐山田町東本町二丁目 〃 6・1
2番45号
せんとう 歯科 安芸市矢ノ丸三丁目2番19号 〃 7・1
HEIWA M 南国市大埴甲1203－5 〃 〃 〃
ED CLIN
IC
くろしお眼科・ 幡多郡黒潮町入野5929－1 〃 〃 〃
形成クリニック

高知県告示第506号

施術機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。
令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

施術者氏名	施術者住所	指定年月日
坪屋 幹男	高岡郡日高村本郷208－1	令和7年7

高知県告示第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和7年4月高知県告示第296号
2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1
3 意見の概要
意見なし

高知県告示第508号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年7月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（用地測量）
2 作業期間
令和7年6月18日から同年12月26日まで
3 作業地域
安芸郡東洋町甲浦から北川村安倉まで地内

高知県告示第509号

高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年7月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
公共測量（路線測量）
2 作業期間
令和7年6月3日から同年10月30日まで
3 作業地域
安芸郡奈半利町乙車瀬地区

高知県告示第510号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり

公共測量を実施する旨の通知を令和7年7月11日に受けたので、
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第
14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和7年7月1日から同年10月10日まで
- 3 作業地域
南国市植田

高知県告示第511号

檮原町教育長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令
和7年7月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）
第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示す
る。

令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年7月14日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
高岡郡檮原町神在居

高知県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年8月1日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
須崎市上分字立目乙 2829番から 須崎市上分字新田乙 2677番まで	前	3.8 } 7.7	75
	後	4.7 } 11.0	75

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定によ
り、採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を次のとおり
行う。

令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1番10号
高知城ホール 2階会議室
- 2 試験の日時
令和7年10月10日（金）午前10時から正午まで
- 3 試験科目及び出題範囲
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項
を含む。）
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、
破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生
ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並
びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 受験手続
受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）
様式第9号によるもの）に写真（縦6.0センチメートル、横4.0セ
ンチメートルのものであって、受験願書提出前6月以内に撮影
した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び
年齢を記載したもの）1枚を添えて、郵送により提出するこ
と。
- 5 受験願書等の提出期間
令和7年9月1日（月）から同月12日（金）までとし、同日
付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 6 受験願書等の提出先
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県商工労働部工業振興課
- 7 試験手数料
8,100円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入する
こと。）

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第21号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則
第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項にお
いて準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び
教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施

する。

令和7年8月1日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

- 1 審査の種類、期日及び場所
(1) 審査の種類
規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及
び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免
許（以下「大型自動車免許等」という。）
イ 普通自動車免許
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動
二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」とい
う。）
エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普
通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」
という。）
(2) 審査の期日
令和7年10月1日（水）から同月31日（金）まで（日曜日
及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第
178号）第3条に規定する休日を除く。）
(3) 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター
- 2 審査の申請手続に関する事項
(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査
申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会
に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転す
ることができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転
免許証又は当該免許に係る特定免許情報（道路交通法（昭和
35年法律第105号）第95条の2第2項に規定する特定免許情
報をいう。以下同じ。）が記録された免許情報記録個人番号
カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カード
をいう。以下同じ。）を提示すること。この場合において、
免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情
報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認する
ために必要な措置を受けること。
(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5
項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申
請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明す
る書面を添付すること。
(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習
指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の
資格者証を提示すること。
ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう

とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証		
イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証		
ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証		
エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証		
オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証		
カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証		
3 審査の実施に関する事項		
(1) 技能検定員審査の方法等		
項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に	面接試験又は論文式の筆

	関する知識	記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,750円、普通自動車免許19,800円、特定第一種免許14,450円、大型自動車第二種免許等22,200円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等15,100円、普通自動

- 車免許12,000円、特定第一種免許9,950円、大型自動車第二種免許等12,850円)
- 4 その他
審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088－893－1221内線374）に問い合わせること。

**徳島県及び高知県
参議院合同選挙区
選挙管理委員会告示**

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号
参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程（平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月1日
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
田中 庄司

第40条第2項中「政見放送等実施規程」を「テレビジョン放送に係る政見放送等実施規程」に、「参議院選挙区選出議員選挙における参議院合同選挙区の担当基幹放送事業者」を「担当基幹放送事業者（次項において「担当基幹放送事業者」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 ラジオ放送に係る担当基幹放送事業者は、徳島県においては次に掲げるとおりとし、高知県においては株式会社高知放送とする。
- （1）令和7年8月1日以降に期日を公示される参議院選挙区選出議員選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び次号の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあつては、株式会社エフエム徳島
- （2）前号の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあつては、四国放送株式会社

別表第3中
「

徳島県	四国放送株式会社	3	1
-----	----------	---	---

」

を「

徳島県	四国放送株式会社	3	1
	株式会社エフエム徳島		

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

- 備考 候補者が、徳島県においてラジオ放送による政見放送をすることができる基幹放送事業者は、次に掲げるとおりとする。
- （1）令和7年8月1日以降に期日を公示される参議院選挙区選出議員選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び（2）に掲げる選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあつては、株式会社エフエム徳島
- （2）（1）に掲げる選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙にあつては、四国放送株式会社

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年8月1日

高知県知事 濱田 省司

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度高知県メジカ漁場予測システム構築委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県水産試験場漁業資源課 須崎市浦ノ内灰方1153－23
- 落札者を決定した日
令和7年6月18日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社N e x t r e m e r 南国市蛸が丘一丁目1番2号
- 落札金額
38,500,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
令和7年5月7日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令7・7・1	号外50	○告示	4	左 (9～21)	高知市御豊瀬字ワラ ウガ浦 428 番から 高知市御豊瀬字ワラ ウガ浦 462 番地先まで 龍馬（汽船・船舶番 号 132097） 高知市御豊瀬字ワラ ウガ浦 428 番から 高知市御豊瀬字ワラ ウガ浦 462 番地先まで 浦戸（汽船・船舶番 号 280-47017）	高知市御豊瀬字ワラ ウガ浦 428 番から 高知市御豊瀬字ワラ ウガ 462 番地先まで 龍馬（汽船・船舶番 号 132097） 高知市御豊瀬字ワラ ウガ浦 428 番から 高知市御豊瀬字ワラ ウガ 462 番地先まで 浦戸（汽船・船舶番 号 280-47017）